

令和5年度愛媛県中小企業向け脱炭素経営セミナー開催事業 委託業務仕様書

1 業務名

令和5年度愛媛県中小企業向け脱炭素経営セミナー開催事業委託業務

2 目的

県では、令和2年2月に「第三次えひめ環境基本計画」及び「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、本県が将来的に目指す姿として、「2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの『脱炭素社会』を掲げ、あらゆる取組みを通して脱炭素社会の実現を目指す」こととしている。

このような中、「脱炭素化」は、大企業にとっては、生き残りをかけた、地域で生産活動等をつづけるための最優先課題として捉えられており、あらゆる対策、選択肢を検討して取り組んでいるが、中小企業については、自社がどのようなことに取り組めばよいか分からないといった状況であることから、脱炭素の取組みや活用可能な支援紹介するセミナーを開催し、中小企業における温暖化対策の取組みを後押しする。

3 委託上限額

1,942,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）までとする。

4 業務の概要

○中小企業向け脱炭素経営セミナー開催

(1) セミナー開催の要件

- ① 開催時期：令和5年7月から令和5年10月頃（予定）
※ただし、可能な限り早期に実施すること。
- ② 開催回数：計3回以上
- ③ 開催場所：東中南予（各1回以上）
- ④ 対象者：県内中小企業者
- ⑤ 募集人数：各回50名程度
※1：会場の規模に応じ、募集人数を増やすことは可とする。
※2：WEB参加も可能とする。
- ⑥ 内容：以下の案を基に、実施内容を提案すること。

(実施内容案)

ア 中小企業における脱炭素の取組みをテーマとした講演

※講師は、中小企業者が温暖化対策を我が事として捉え、具体的な脱炭素の取組みの実施を促すきっかけづくりになる内容を講演できる者を選定すること。

イ 県内で脱炭素に取り組む企業の取組事例の紹介

※開催地域の産業特性等も考慮し、企業の選定を行うこと。

ウ 国補助金や地元金融機関等による支援情報のほか、「省エネ最適化診断」

の受診や県の中小企業向けの取組みの案内 など

(2) 委託内容

① 開催準備

- ア 県担当者及び開催会場との調整、打ち合わせ
- イ 事業計画の作成
- ウ 会場及び当日スタッフ手配
- エ 講師等の選定及び派遣手配（謝金、旅費の支払も含む。）
- オ 当日配布資料（当日プログラム、講演資料等）の作成・印刷
- カ 運営備品（WEB 開催に必要な機材等も含む。）の調達
- キ 備品の輸送及び終了時の返送

② 参加者の募集

- ア 企業への周知、チラシやインターネット等による広報・募集
 - イ 参加者の受付、決定及び連絡
- ※参加申込は、会場参加と WEB 参加の両方について行うこと。

③ 当日準備及び運営

- ア 会場設営
- イ 受付（欠席者への対応を含む。）
- ウ 全体進行、管理（運営責任者の手配）
- エ WEB 開催の対応
- オ その他進行管理等開催に係る一切の業務

※セミナーの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、適切な感染防止対策を講じること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果品の帰属、著作権の取扱い及び秘密保持

(1) 成果品の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 著作権の取扱い

普及啓発用の広告物等の作成に使用した全ての素材に係る著作権者は、愛媛県とする。

※著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に基づく権利を含める。

(3) 権利関係の処理

- ① 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(4) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 留意事項

その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者とで協議する。